

福井県指名停止業者情報

令和7年3月11日現在

| No. | 業者名 | 所在地 | 停止期間 | 停止の理由 | 要領の 該当条項* |
|-----|--------------------------|-------------|----------------------------------|--|--------------|
| 1 | パナソニック環境エンジニアリング(株)中日本支店 | 愛知県 名古屋市 | 令和7年3月11日～ 令和7年5月10日 (2か月) | 建設業法違反等行為 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたなどとして、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。 | 別表第2第10号 |
| 2 | パナソニックEWエンジニアリング(株)中部支店 | 愛知県 名古屋市 | 令和7年3月11日～ 令和7年5月10日 (2か月) | 建設業法違反等行為 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたなどとして、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。 | 別表第2第10号 |
| 3 | (株)KANSOテクノス 若狭統括支店 | おおい町 | 令和7年3月11日～ 令和7年5月10日 (2か月) | 建設業法違反等行為 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたなどとして、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。 | 別表第2第10号 |
| 4 | 関電プラント(株) 原子力事業本部 | 美浜町 | 令和7年3月11日～ 令和7年5月10日 (2か月) | 建設業法違反等行為 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたなどとして、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および同条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けた。 | 別表第2第10号 |

*要領とは、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」をいう。